

NPDI第8回外相会合 NPT運用検討会議第3回準備委員会に提出の作業文書 「中東非大量破壊兵器地帯」(概要)

現状・問題の所在

- 中東地域には大量破壊兵器が蓄積。核兵器不拡散条約(NPT)、生物兵器禁止条約、化学兵器禁止条約を締結していない国が存在。実際に化学兵器が使用された例もある。中東は、非大量破壊兵器地帯を優先的に設置すべき地域。
- しかし、中東に非核兵器地帯を設立すべきとの国連総会決議が最初に採択されて以来既に40年が経過。
- NPTにおいても、1995年NPT運用検討・延長会議にて、NPTの無期限延長に併せて、中東非大量破壊兵器地帯設置に関する決議を採択。2010年NPT運用検討会議において、2012年に国際会議を開催することを決定。しかし、未だ開催のめどはたっていない。

取るべきアクション

- NPDIとして以下を提案。
 - 域内国は国際会議の枠組みにつき合意するよう協働すべき。ファシリテーター(ラーヤヴァ・フィンランド外務次官)に建設的に協力すべき。域内の相互理解及び協力を強化すべき。
 - 招集者(国連事務総長、米、英、露)及びファシリテーターは建設的かつ柔軟で前向きな努力を続け早期の開催を確保すべき。
 - 招集者は域内国との協議をふまえ、会議開催日程を発表すべき。
 - すべてのNPT締約国は会議開催のため建設的に支援すべき。